

防府市学校保健会補助金交付要綱

平成11年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、小・中学校における保健衛生の研究・調査並びに普及・啓発を図り、学校保健施策に寄与することを目的とした防府市学校保健会の実施する事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において、防府市学校保健会（以下「保健会」という。）が行う事業の活動経費について、補助するものとする。

2 前項の規定による補助の対象となる保健会の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健衛生の文教施策に対する協力
- (2) 学校保健に関する調査・研究
- (3) 保健衛生思想の普及・啓発
- (4) 学校保健に関する事業の企画及び実践
- (5) 学校保健関係者の指導及び研修
- (6) 学校保健施策の経営助成
- (7) 会員に対する学校保健資料の斡旋
- (8) その他学校保健会の目的達成に必要な事業

(補助金の交付申請)

第3条 保健会は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府市学校保健会補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、防府市学校保健会補助金交付決定通知書（第2号様式）により保健会

に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 保健会は、補助金の交付の決定を受けたときは、防府市学校保健会補助金請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 保健会は、補助金の交付を受けたときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 保健会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府市学校保健会補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

下記のとおり 年度における防府市学校保健会補助金の交付を受けたいので、防府市学校保健会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 収支予算書（別紙）

防府市学校保健会補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった、 年度防府市学校保健会補助金
について、次のとおり交付することに決定したので防府市学校保健会補助
金交付要綱第4条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

防府市学校保健会補助金請求書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

補助決定者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度防府市学校保健会補助金について、下記のとおり交付されるよう、防府市学校保健会補助金交付要綱第5条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

【口座振替依頼の場合は枠内に記入のこと】

振 込 先	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合						
金融機関名	支店・支所・出張所						
口座番号 種 別							1：普通 2：当座
口座名義 (カタカナで記入願 います)							